

裁 決 書

審査請求人

処分庁

所長

審査請求人が平成28年6月27日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成28年5月25日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成22年3月4日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成27年9月17日、請求人は、国民年金・厚生年金保険年金証書（以下「年金証書」という。）と年金振込通知書を処分庁に持参し、年金受給額について申告を行った。年金証書には「年金の支払開始年月は同年7月」、また、年金振込通知書には「平成27年8月の支払額 125,924円」の記載がある。
- 3 処分庁は、請求人の年金について、平成27年8月分から、月額62,962円として収入認定した。

- 4 平成28年4月4日に処分庁が受理した請求人の年金振込通知書には、「同月の支払額 控除後振込額232,564円」の記載がある。
- 5 平成28年5月、処分庁は年金の収入認定額の誤りに気づいたため、同月25日付けで請求人に対し、同月分生活保護費について、「老齢基礎厚生年金の変更」との理由により、収入認定額の変更及びそれに伴う保護費の変更の決定（以下「本件決定」という。）を行い、通知した。
本件決定通知書には、老齢基礎厚生年金の変更により同月1日に遡って保護を変更すること、収入充当額は116,282円、また、同月過払額及び戻入額が53,320円である旨記載されている。
- 6 平成28年6月27日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

処分庁には年金受取額を報告、提出しているにも関わらず、後日過剰払いで本件決定通知書を渡されても納得いかない。

- (2) 審理員が平成28年8月4日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

弁明書を読んだ。大筋、経過については確認したが、内容の中で後記2 処分庁の主張の(1)のキ…過払いした額を戻入額と決定し請求人に求めることとし、と後記2 処分庁の主張の(1)のク…謝罪したうえで改めて返還を求めたが…とあるが、家に来られて謝ったので許して下さい。だから返して下さいって、そんな簡単に納得出来る事だろうか。後記2 処分庁の主張の(1)のキ戻入決定したとあるが、元々の原因は、後記2 処分庁の主張の(1)のイにある様、こちらから年金証書等持参の上報告させて頂いているにも関わらず、処分庁でどの様な算定をされたのか。しかも、半年以上見落としっぱなしで。処分庁の管理体制が原因ではないか。とにかく、全く納得できないので取消しを求める。

尚、この件から精神的ダメージがきつく、体調もすぐれなく頭から離れず、不安な毎日を送っている。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年5月25日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件決定通知書には、保護

の決定内容、認定年月日及び決定した理由について、「内容 変更、認定年月日 同月1日、決定した理由 老齢基礎厚生年金の変更、決定内容 住宅扶助5,508円、介護扶助 現物、医療扶助 現物、合計5,508円、収入充当額 116,282円」と記載されている。また、返還額について、「5月過払額 53,320円、戻入額 53,320円」と記載されている。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年7月25日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成22年3月4日、請求人より「病気で働けず生活に困る。」として、保護の申請があり、処分庁は、同月27日付で保護開始決定を行い、同月4日から保護を開始した。

イ 平成27年9月17日に請求人は年金証書と振込通知書を持参のうえ来所し、同年8月から受給することになった年金受給額について、処分庁に申告を行った。

ウ 処分庁は平成27年8月分の生活保護費から請求人の年金について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、収入として認定した。

エ 請求人より平成27年10月8日に収入申告書が提出され、1か月の年金額についての申告があったが、挙証資料としての年金振込通知書の提出がなかったため、処分庁は請求人の認定すべき年金額について、引き続き月62,962円を認定した。

オ 請求人から年金振込通知書を添付し、平成28年1月5日に収入申告書の提出があった。

カ 処分庁はこれを見落とし、年金の認定額を本来あるべき額に変更しなかった。

キ 平成28年5月、処分庁は年金認定額の誤りに気づき、平成27年10月から平成28年4月までの間の過払いとなった生活保護費について、同年5月16日ケース診断会議を実施し、法第63条による返還を請求人に求めることとし、併せて同月分の生活保護費について、過払いした額を戻入額として決定することとした。

ク 平成28年5月19日、処分庁は請求人宅を訪問し、本件決定内容についての説明を行うとともに、過払い分の支給済保護費について戻入すべき旨の説明を行ったが、「きちんと報告していたにも関わらず、処分庁が間違っって認定したことであるため、全額返還を求めるのは納得がいかない」との申し立てがあった。処分庁は、請求人からの報告が事前にあったにもかかわらず、認定額が誤りであったことについて、謝罪したうえで、改めて返還を求めたが、請求人は上記の主張を繰り返し、了承することはなかった。

ケ 平成28年5月25日付で処分庁は同月分生活保護費について、年金認定額の変更決定を行い、過払い分について戻入決定を行った。

コ 平成28年6月20日、処分庁は改めて請求人宅を訪問し、同年度5月分生活保護費の戻入と過払いとなった、平成27年10月分～平成28年4月分の生活保護費について、法第63条に基づく費用返還となることについて説明を行った。

サ 本件審査請求の趣旨は処分庁が平成28年5月25日付 [REDACTED] [REDACTED]で行った決定を取り消すことを求めるものである。

本件決定は、既に支給した同月分保護費の算定の基礎となった収入充当額の誤りを訂正して過払金の戻入を求めたものである。

既に算定した収入充当額が過少であったときに、過払分の戻入を求めることは厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」第13-2(答)2にあるとおり何ら違法、不当なものではなく、弁明の趣旨の通り本件審査請求について棄却を求めるものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 処分庁が平成27年9月17日に受理した同年7月2日付けの請求人の年金証書には、「受給権者の生年月日 昭和29年6月18日、受給権を取得した年月 平成27年6月」、厚生年金保険年金決定通知書として「支払開始年月 同年7月、年金額 1,000,400円」、国民年金年金決定通知書として「支払開始年月 同月、年金額 510,700円」との記載がある。

イ 処分庁が平成27年9月17日に受理した同年8月6日付けの請求人の年金振込通知書には、「新たに年金が決定されたことにより、同年8月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。同月の支払額 控除後振込額125,924円、支払予定日 同月14日(6月、7月分)」との記載がある。

ウ 処分庁が平成28年4月4日に受理した請求人の収入申告書には、恩給、年金等による収入欄に「受給の有無 有、厚生年金、受給額 別紙報告の通りです」との記載があり、年金振込通知書には、「年金額が変更されたことにより、平成28年2月と同年4月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。同年4月の支払額 控除後振込額232,564円、同年2月の支払額 控除後振込額232,565円、支払予定日 2月15日(12月、1月分)、4月15日(2月、3月分)」との記載がある。

エ 処分庁が平成28年5月16日に開催したケース診断会議記録票には、問題点として、

「請求人、平成27年8月より年金を受給しているが、請求人から収入申告書による申告が同年10月にあったものの、平成28年1月まで挙証資料としての年金振込通知書が提出されなかったため、年金額の変更を行わなかった。その後、請求人からは同月に年金振込通知書の写しが提出されたが、年金額の変更をせず、平成27年10月～平成28年5月までの間、年金額の認定を誤り、本来は支給できない生活保護費を支給した。本件について、如何様に取り扱うべきか。」、診断の結果（内容及び結論）として、「課長事務連絡問13-2-2により、平成28年5月分保護費について戻入を求める。平成27年10月分～平成28年4月分保護費の過払い額については、法第63条により返還を求める。」との記載がある。

オ 平成28年5月25日付けの保護決定調書には、「支給対象月 同月分、決定年月日 同月1日」、「決定理由 老齢基礎厚生年金の変更。過払い・手持ち金・手計算結果等 過払い金53,320円は戻入とする。」、「生活費計 79,790、住宅費 42,000、最低生活費 121,790」、「収入充当額 116,282」、「扶助額決定欄 計 5,508」との記載がある。

カ 前記1 請求人の主張の1の(3)と同一書類。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 民法第703条は、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と定め、また、地方自治法施行令第159条は、「歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と定めている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアは、恩給、年金等の収入について、「(ア)恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

(5) 『「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問13の2の(答)2では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を減額して認定する必要が生じたときについて「扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要がある(中略)遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第80条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第80条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。なお、法第80条は、保護廃止、停止、変更に伴う保護金品の返還命令自体の根拠となる規定ではない(保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第703条に示されたところによっている。)」と記している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

請求人は、年金受給開始当初から、年金証書等を提出し受給額の報告を行っており、処分庁は年金証書から月割りの額を算出するなどその時点で年金受給額の確認を行うことが可能であったものであり、収入認定額の誤りに早期に気付くべきであった。

しかしながら、保護は、前記1の(1)及び(2)のとおり、利用し得る資産等を最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、前記1の(4)のとおり、年金については実際の受給額を収入として認定することとされていることから、処分庁は誤りが判明した平成28年5月に、前記1の(3)及び(5)のとおり、民法第703条及び地方自治法施行令第159条に基づき、同月分の請求人の収入認定額及び保護費の変更を行い戻入すべき額を決定したのであって、本件決定に違法又は不当な点は見当たらず、請求人の主張は認められない。

(2) 大阪府行政不服審査会第3部会答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は、認容すべきである。

イ 理由の要旨

本件についてみると、①請求人は、平成28年1月5日、年金振込通知書を添付して処分庁に収入申告書を提出していたことから、平成27年10月から平成28年5月までの間に支給された生活保護費の金額を当然受け取るべき額であると信頼していたと推認される。②同月25日付けで本件決定を行っているが、この時点では、既に同月分の生活保護費はほとんど費消されていると推認される。③処分庁は、請求人が大阪府社会福祉協議会から数十万円の債務があり、毎月5,000円ずつ返済していることについて聴取しているが、そのうえさらに、保護費の変更決定に伴う過払額の返還の請求（以下「本件返還請求」という。）を行うことによって同人の自立を阻害する恐れがあるにもかかわらず、同人の資力等について十分な調査を行っていないと認められる。

前記認定事実によれば、処分庁が、本件決定により同年6月以降の収入認定額及び生活保護費を変更したことは、法第4条、第8条及び第56条に照らして、違法又は不当な点は認められない。

しかし、処分庁は、本件返還請求を行うに当たって、法第80条の規定による前渡しした保護金品の全部又は一部の返還の免除の可否についても検討すべきであったのに、これを行っていない。また、この検討において、処分庁は、本件返還請求が請求人の自立に与える影響を考慮すべきであるにもかかわらず、そのために必要な調査を行ってこの点の考慮を尽くしたとは認め難い。

よって、本件決定により同年5月分の収入認定額及び保護費を変更して本件返還請求を行ったことについては、違法又は不当な点が認められる。

以上のとおり、本件決定により同月分の収入認定額及び保護費を変更して本件返還請求を行った限りで、本件決定には違法又は不当な点が認められることから、本件決定は取り消されるべきである。

3 本件決定について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、平成28年5月に、請求人の年金受給額の認定に誤りがあることに気づいたため、「老齢基礎厚生年金の変更」との理由により、同月分の収入認定額及び生活保護費を変更する本件決定を行ったこと、また、本件決定通知書には、同月分過払額となる53,320円の返納を求めていることが認められる。

(2) 処分庁は、年金の収入認定額の誤りに気づいた平成28年5月時点で、同月分の保護費の変更を行い、その結果過払いとなった同月分の保護費の戻入を求めたことは、前記1の(5)に基づくものである旨主張する。

前記1の(4)のとおり、年金については実際の受給額を収入として認定することとされていることから、実際の受給額を変更すべき事実があった時点で、収入認定額及び

保護費の変更を行い、また、民法第703条及び地方自治法施行令第159条に基づき過払いとなった保護費の戻入を行うことは、前記1の(3)及び(5)に照らし違法又は不当な点は認められず、請求人の主張は認められないとした前記2の(1)の審理員意見書とこの点については、判断を同じくするものである。

しかしながら、前記2の(2)の審査会答申書にあるとおり、請求人は平成28年5月分の保護費をほとんど費消していると推認されること、また、処分庁は請求人が大阪府社会福祉協議会へ毎月返済があることを聴取しており、本件返還請求を行うことが、請求人の自立を阻害する可能性があることを把握していたにもかかわらず、前記1の(5)のとおり、法第80条による返還の免除の可否について、検討を行った事実は認められない。

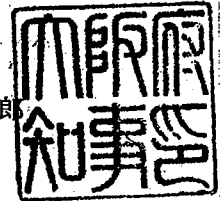
したがって、この点において本件決定には処分庁の判断過程に合理性を欠くところがあったものであり、違法又は不当な点が認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月16日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法である

ことを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。